

年 月 日

加古川市長

様

(報告者) 住所

(法人にあつては主たる事務所又は営業所の所在地)

氏名

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

報 告 書

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 42 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

発注者	住所			
	氏名			
受注者	住所			
	氏名			
	許可番号	解体業 建設業	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 知事	号
	主任技術者(監理技術者)氏名			
	技術監理者氏名			
工事の名称				
工事の場所				
工事の種類	<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等			
報告事項				
備考				受付欄

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(表)

第 号
身分証明書
所属 職名 氏名 生年月日 年 月 日 生
6 cm
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。 年 月 日発行 年 月 日まで有効
加古川市長 印

9 cm

(裏)

6 cm	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋) (立入検査) 第 43 条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。 一～五(略) 六 第 43 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(抜粋) (市町村の長による事務の処理) 第 9 条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。 一～五(略) 六 法第 43 条第 1 項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。) 2～4(略)

9 cm